

令和3年度の国保運営にかかる検討状況(中間報告)

大阪府・ブロック代表市町村等で構成する「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」及び調整会議のもとに設置する「事業運営検討ワーキング・グループ」・「財政運営検討ワーキング・グループ」を開催し、国保運営における課題について、検討を行った。

<今年度の開催状況>

■ 大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議

第26回 令和3年5月27日開催

第27回 令和3年7月30日開催

第28回 令和3年12月16日開催

◇ 事業運営検討ワーキング・グループ

第57回～第60回 4回開催

◇ 財政運営検討ワーキング・グループ

第66回～第71回 6回開催

令和3年度の事業運営検討W・Gの検討事項

項目	運営方針等決定状況		令和3年度の主な検討事項	これまでの検討状況 〔 検討済み…■ 〕 〔 検討中 …○ 〕
	方向性	基準等		
一部負担金減免	統一 (激変緩和対象)	<ul style="list-style-type: none"> H30年度から、「災害」・「収入減少」の事由に基づく減免は「共通基準」として運営方針「別に定める基準」に定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害による「準半壊」の取扱いについては、国の動き等を注視。 	○現時点で国の動きはなく、引き続き注視していく。
出産育児一時金 葬祭費	統一	<ul style="list-style-type: none"> 「出産育児一時金:政令基準どおり一律420,000円」 「葬祭費:府内一律 50,000円」 ※平成29年度に整理済み(平成30年4月統一)	—	—
保健事業	統一	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査: 血清クレアチニン検査(eGFR)、血清尿酸検査、血糖検査(HbA1c)について、特定健康診査の基本的な項目に加えて実施 人間ドック: 特定健診の検査項目等を充足する検査項目について、府内全市町村で実施 ※平成29年度に整理済み(平成30年4月統一) (独自事業分の財源は、標準保険料率(事業費納付金の対象経費)で確保するものとする。標準保険料率で賄う対象経費は、府保険料総額(医療分)の3.5%(被保険者数10万人以上の保険者)、5.0%(その他の保険者)を保健事業分の上限として、事業費納付金の対象となる保健事業費(共通分)を除く部分を独自事業分とする。)	—	—
医療費適正化 (医療費通知、ジェネリック差額通知など)	統一	<ul style="list-style-type: none"> 医療費通知及びジェネリック差額通知: 実施回数、記載項目、通知の規格について、府内共通基準を設定 ※平成29年度に整理済み(平成30年4月統一)	—	—

令和3年度の事業運営検討W・Gの検討事項

項目	運営方針等決定状況		令和3年度の主な検討事項	これまでの検討状況 〔 検討済み…■ 検討中 …○ 〕
	方向性	基準等		
予防・健康づくり等の推進	—	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施し、府は市町村に対して、必要な助言・支援を行うという役割分担を踏まえ、保険者努力支援制度（予防・健康づくり支援交付金）の活用を図り、それぞれの取組みを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診受診率の向上を図るための取組みや、アスマイルの令和4年度以降の方向性について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ■第2期アスマイル事業の方向性について、国保関係部分を中心に項目ごとに考え方・方針を検討し、枠組みを決定。
施術療養費の支給に係る共通基準の設定	—	<ul style="list-style-type: none"> 「柔道整復」及び「あん摩・マッサージ、はり・きゅう」の施術に係る国等の議論の状況を踏まえ、府内共通基準の指標の設定について調整会議等において検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 国等の議論を踏まえて、共通基準の指標の設定について検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○現在、国において検討中であり、その議論を踏まえて、検討を進める。
府による給付点検	—	<ul style="list-style-type: none"> 当面は、国の例示項目が府による点検内容の対象 具体的な点検内容については、国保総合システムのレセプト点検機能等を踏まえ、今後、検討を進め、可能なものから実施に努める。 「大阪府給付点検調査に係る事務処理方針」(平成31年3月策定)に基づき運用。 ※平成30年度に整理済み(令和元年度から運用) 	—	—
不正利得等の回収	—	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、保険医療機関等による大規模な不正が発覚した場合、広域的又は医療に関する専門的な見地から、市町村の委託を受けて、不正請求等に係る費用返還を求め等の取組みを行うことが可能 「大阪府における国民健康保険診療報酬等の不正利得の回収に係る事務処理規約」(平成31年4月施行)に基づき運用。 ※平成30年度に整理済み(令和元年度から運用) 	—	—
過誤調整	—	<ul style="list-style-type: none"> 過誤調整の普及・促進に資する取組み(保険者間調整の徹底、過誤調整事務の円滑実施、過誤調整の好事例の横展開) 過誤調整できなかった場合の速やかな債権回収の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 保険者間調整の実情把握を行うとともに、過誤調整の好事例の横展開を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保険者間調整の実情把握を行うとともに、過誤調整の好事例の横展開を図る。

令和3年度の事業運営検討W・Gの検討事項

項目		運営方針等決定状況		令和3年度の主な検討事項	これまでの検討状況 〔 検討済み…■ 〕 〔 検討中 …○ 〕
		方向性	基準等		
あはき療養費受領委任制度導入検討		—	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険給付費交付金の連合会直接払い ※令和元年度に整理済み(令和元年度から運用)	—	—
第三者行為求償		—	<ul style="list-style-type: none"> ● 府国保連合会が開催する研修会の継続実施 ● 第三者直接求償に係る事務の請負体制の整備及び委託契約解除後における法的解決支援(国保連顧問弁護士、保険者、国保連の協議の場を設定) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き、国保連合会と府が開催する研修会を活用した能力向上と第三者求償事務アドバイザーの活用に向けた取組を実施。 	■府と国保連共催で研修会を実施。
被保険者証	様式	統一	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営方針「別に定める基準」に記載の様式に統一 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国保連合会において被保険者証発行業務の共同処理の実施に向けた調整。 ● 引き続き、高齢受給者証等との一体化に向けた検討。 	■国保連合会において、市町村の意向を踏まえつつ、被保険者証発行業務の共同処理を、希望する市町村から実施。
	更新時期有効期間	統一	<ul style="list-style-type: none"> ● 「11月1日更新、有効期間は1年間」 		
	交付方法	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ● オンライン資格確認の実施状況をみながら、事務処理の標準化を検討。 	○オンライン資格確認の本格運用が開始(R3.10.20)したが、導入状況は約7%程度であり、実施状況をみながら、引き続き検討。
	被保険者番号	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行どおり、各市町村の付番ルールに基づいて付番 	—	—
世帯の継続性		統一	<ul style="list-style-type: none"> ● 国が示す基準どおりに判定 	—	—
その他の証		—	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村事務処理標準システムから出力される様式を府内統一様式としたうえで、各市町村において、システム改修のタイミングで統一を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き、各市町村の機器更新の時期を踏まえながら、証の様式統一に向けた検討。 	○各市町村の機器更新の時期を踏まえながら、証の様式統一に向け、引き続き検討。

令和3年度の事業運営検討W・Gの検討事項

項目	運営方針等決定状況		令和3年度の主な検討事項	これまでの検討状況 〔 検討済み…■ 検討中 …○ 〕
	方向性	基準等		
短期証	—	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充実していくことを勧告し、当面、現行どおり市町村ごとの運用とする 	<ul style="list-style-type: none"> 公平性確保や、事務の効率化・広域化の観点から、将来的な統一について、引き続き、検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○意見交換や情報共有する場を設けて、収納率向上を図るよう「収納担当者研修会」の実施を調整中。 ○公平性確保や、事務の効率化・広域化の観点から、将来的な統一について、引き続き、検討を進める。
資格証明書	—	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充実していくことを勧告し、当面、現行どおり市町村ごとの運用とする 		
収納対策	—	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充実していくことを勧告し、当面、現行どおり市町村ごとの運用とする 「収納担当者研修会」の実施 大阪府域地方税徴収機構への参加 		
滞納処分	—	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充実していくことを勧告し、当面、現行どおり市町村ごとの運用とする 		
インセンティブ(収納)	—	<ul style="list-style-type: none"> 目標収納率及び規模別収納率上昇目標値を設定 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、実績(目標収納率)と併せ、取組(収納率上昇目標)両面からの評価として取組を進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ■府内の収納率は依然として全国平均を大きく下回っており、まだまだ底上げが必要なため、引き続き実績(目標収納率)と併せ、取組(収納率上昇目標)両面からの評価として、現行どおり実施。
広報活動	—	<ul style="list-style-type: none"> 医療費適正化に関する啓発など、被保険者や関係機関等に対する広報事業について、府と市町村による共同実施 	<ul style="list-style-type: none"> 医療費適正化に関する啓発など、府と市町村による共同実施について、引き続き、検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療費適正化に関する啓発など、府と市町村による共同実施について、引き続き、検討。
報奨金制度	統一 (激変緩和対象)	<ul style="list-style-type: none"> 激変緩和措置期間に限り、実施 <p>※平成29年度に整理済み</p>	—	—

令和3年度の事業運営検討W・Gの検討事項

項目	運営方針等決定状況		令和3年度の主な検討事項	これまでの検討状況 〔 検討済み…■ 検討中…○ 〕
	方向性	基準等		
精神・結核 給付	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 激変緩和措置期間中である令和5年度末までは、現行制度を継続 	<ul style="list-style-type: none"> • 令和6年度以降のあり方について、対象者の推移や他府県の状況、他制度への影響など情報収集・検証を行い、方向性を検討。 	○令和6年度以降のあり方について、給付実績や他制度の状況など、実態調査を実施。その結果を踏まえ、全市町村に意向を調査(準備中)し、方向性を検討。
高額療養費 の計算方法 等	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 高額療養費の計算方法や申請勧奨事務については、適宜、事務運用を定めて実施。 ● 申請手続きの簡素化については市町村の判断で実施。 	<ul style="list-style-type: none"> • 高額療養費の70歳以上の世帯における手続きの簡素化について、引き続き、検討。 • また、69歳以下の手続きの簡素化についても、今後検討。 	○令和3年3月の省令改正により、各市町村の判断で年齢にかかわらず簡素化が可能となったことから、各市町村の状況等について情報収集等を実施中(12/20≒切)であり、その結果を踏まえ検討。
高齢者の保健事業と介護予防の取組みとの連携	統一	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村における国保の保健事業と後期高齢者医療制度の保健事業、介護保険の地域支援事業との一体的な実施を推進。 ● 府は、高齢者の保健事業と介護予防の取組を一体的に推進する市町村に、適切な助言や支援等を行う。 	—	—
円滑な制度運営に向けた調整	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の影響について、今後、客観的な指標等により運営に重大な影響が認められる場合は、状況の把握・分析・検証のうえ、調整会議等の意見を聴きながら、運営方針に沿った対応措置を別途設ける。 	—	—

令和3年度の財政運営検討W・Gの検討事項

項目	これまでの検討結果	令和3年度に検討すべき 主な事項	これまでの検討状況 (検討済み…■ 検討中 …○)
保険料率	<ul style="list-style-type: none"> ● 府全体の共通公費の範囲の検討 ① 過年度の保険料収納見込み(一般分) 過去3か年の平均収納額の65%に、平成29～令和元年度調定額の平均と、直近値である令和元年度の調定額から算出した変動率を乗じた額と設定(100%上限は撤廃)。 ② 保険者努力支援制度(都道府県分) 引き続き、保険料引き下げ財源として活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 府全体の共通公費の範囲の検討 ① 過年度の保険料収納見込み(一般分) ② 保険者努力支援制度(都道府県分) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 府全体の共通公費の範囲の検討 ① 過年度の保険料収納見込み(一般分) 過去3か年の平均収納額の70%に、平成30～令和2年度調定額の平均と、直近値である令和2年度の調定額から算出した変動率を乗じた額と設定。 ② 保険者努力支援制度(都道府県分) 引き続き、保険料引き下げ財源として活用。 ■ 被保険者数の推計方法の変更 団塊世代の後期高齢者医療制度への移行を反映するため、75歳の誕生日で減算するコーホート要因法(「自然増減」(出生と死亡)及び「純移動」(資格取得・喪失)という、二つの「変動要因」の将来値を仮定しそれに基づいた被保険者数の推計を行う方法)を採用。
保険料減免・軽減	<ul style="list-style-type: none"> ● 国において、子ども(未就学児)に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する法改正(令和4年4月1日施行)を予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもに係る均等割額減額措置について、制度内容を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもに係る均等割額減額措置に係る対象年齢及び軽減額の拡充について国へ要望。
標準 収納率	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険者努力支援制度の保険料収納率に関する評価指標の市町村規模別区分に準じ、3,000人未満の区分を設け、4区分から5区分に変更。 ● 令和元年度を含む直近3年間の収納率実績の最高値と令和元年度の収納率の平均値を算定の基とし、条件を以下のとおり設定。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 規模別基準収納率 規模別平均収納率▲1% ・ インセンティブ 規模別基準収納率を上回っている値の1/2 ・ 努力分 実収納率+0.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年度決算状況を踏まえた検証 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和2年度を含む直近3年間の収納率実績の最高値と令和2年度の収納率の平均値を算定の基準とし、条件を以下のとおり設定。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 規模別基準収納率 規模別平均収納率▲1% ・ インセンティブ 規模別基準収納率を上回っている値の1/2 ・ 努力分 実収納率+0.5%
保健事業 (算定条件 に関する事 項のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ● 独自事業分の財源のあり方について検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準保険料率で賄う対象経費は、府保険料総額(医療分)の3.5%(被保険者数10万人以上の保険者)、5.0%(その他の保険者)を保健事業分の上限として、事業費納付金の対象となる保健事業費(共通分)を除く部分を独自事業分とする。 ・ 対象経費の基準額は、前年度保険料総額(医療分)の一定割合と、納付金算定時の報告額のいずれか低い額とする。本算定時には、仮算定時からの増額変更は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 独自事業分の財源の在り方について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 標準保険料率で賄う対象経費は、府保険料総額(医療分)の3.5%(被保険者数10万人以上の保険者)、5.0%(その他の保険者)を保健事業分の上限として、事業費納付金の対象となる保健事業費(共通分)を除く部分を独自事業分とする。 ■ 対象経費の基準額は、前年度保険料総額(医療分)の一定割合と、納付金算定時の報告額のいずれか低い額とする。本算定時には、仮算定時からの増額変更は行わない。 ○ 保健事業における財源の在り方について、引き続き検討。

令和3年度の財政運営検討W・Gの検討事項

項目	これまでの検討結果	令和3年度に検討すべき 主な事項	これまでの検討状況 (検討済み…■ 検討中 …○)
財政安定化 基金	<p>【新規検討項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 急激な医療費の上昇時などに 納付金の上昇幅を抑えるなど、複数年での保険料の平準化に資するため、財政安定化基金に年度間の財政調整機能が付与される。(令和4年4月法施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 剰余金が生じた場合の基金への積立に係る基本的な考え方等について検討 (第70回財政運営検討WG) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大阪府国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を令和4年2月議会に上程予定 ○ 保険料の平準化等を図る観点から、基金への積立に係る基本的な考え方等について、引き続き検討。

【追加検討項目:コロナ減免について】

- 令和3年3月12日付け厚生労働省事務連絡により、令和3年度のコロナ減免に係る特別調整交付金による財政支援(一部支援)の実施について通知
 - ・ 令和2年度の全額支援から一部支援への変更に伴い、令和3年度は費用負担が発生する状況
 - ・ 減免実施に係る費用負担に対する府の財政支援については、令和3年度の減免額(規模)及び府の国庫返還金額に基づく府国保特会の財政状況を踏まえ検討
- ↓
- 令和3年11月26日付け厚生労働省事務連絡により、令和3年度のコロナ減免に係る災害等臨時特例補助金及び特別調整交付金による財政支援(全額)の実施について通知